

妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や情報提供が行われており、妊婦は心身ともに安定した状態で出産を迎えます。誕生した赤ちゃんは、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長しています。

出産した母親や赤ちゃんを迎えた家庭が、必要な支援を受けられ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てをしています。

施策13 八王子版ネウボラによるきめ細かな相談・支援の充実

- | | |
|---------------------------------|--|
| 保健師等による妊婦面談の実施 | ・各保健福祉センターで保健師等による妊婦面談を実施しました。(実施率88.1%) |
| 利用者のニーズに合わせた産後ケア事業の実施 | ・授乳・沐浴の相談や育児相談等を行う産後ケア事業を実施しました。(利用件数1,131件(宿泊型204件 通所型307件 訪問型620件)) |
| 妊娠期からの仲間づくりや家庭での準備をサポートする講座等の充実 | ・子育てひろばにて、プレママ講座を36回開催し、169人が参加しました。
・児童館では、「プレママ・プレパパ児童館体験」と題して、相談や赤ちゃん事業の見学等を実施し、出産後のスムーズな利用促進を図りました。 |
| 産前・産後期の家庭へのヘルパーの派遣 | ・産前・産後期も家庭にヘルパーを派遣して家事・育児の支援を行う、産前・産後サポート事業(ハローベビーサポート)を実施しました。(延べ利用回数1264回、延べ利用時間数2,732時間) |

施策14 親と子の健康づくりの推進

- | | |
|---------------------|--|
| あかちゃん訪問事業の実施 | ・赤ちゃんが産まれた全ての家庭に保健師・訪問指導員が訪問し、発育・発達や産後の体調などを相談できる、あかちゃん訪問事業を実施しました。(実施率は指標の実績参照) |
| 乳幼児健診・予防接種の実施 | ・子どもの疾病予防を図るため、予防接種法に基づく定期接種及び市独自の特別接種(B型肝炎、おたふく風邪及び風しん麻しん)を実施しました。また、近隣市との相互乗り入れにより接種しやすい環境を整備しました。 |
| 3歳児健診における視機能簡易検査の導入 | ・3歳児健診において令和元年度に開始した視機能簡易検査を継続し、必要に応じて医療機関へ受診勧奨を行いました。 |
| 心理発達相談の実施 | ・相談の依頼があった場合や、健診の結果から必要な場合に、心理発達相談を実施しました。 |

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	妊婦面談実施率	79.9%	95.7%	84.9%	88.1%		95%以上	95%以上
2	あかちゃん訪問事業の訪問率	93.9%	96.2%	99.3%	101.2%		95.0%	95%以上
3	産後ケア事業(通所型・宿泊型)の実施	未実施	実施	実施	実施		実施	実施

転入者等のため、訪問数が出生数を上回ったことにより100%を超えている。

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦面談実施率は中間目標値には届かなかったものの、前年度から3.2%上昇し、88.1%となりました。 ・あかちゃん訪問事業の訪問率は転入者等の影響により101.2%となりました。 ・産後ケア事業の利用件数は1,131件となり、令和3年度の941件から190件の増加となりました。 ・子育てひろばでは、出産後に利用してもらえるようプレママ・プレパパを対象としたイベントを開催しています。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

--	--

--	--

子どもを育む家庭への支援 働きながら子育てできる環境の整備

仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができている。働きやすく子育てしやすい職場環境が整い、父親も母親も協力しながら子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを実現しています。

施策15 多様な教育・保育の提供

一時保育の拡充	・一部実施園の定員数拡充を図りました。
病児・病後児保育の拡充	・6園で病児・病後児保育を提供しており、今後のサービス向上に向けた保護者アンケートを実施しました。
認定子ども園の設置促進	・新たに4園の認可保育所、1園の幼稚園が幼保連携型認定こども園に、1園の幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しました。
ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実	・宿泊型や夜間の一時保育について、令和3年度に実施した対象年齢の引き下げ(1歳0歳3か月)について、令和4年度も引き続き行いました。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	・定期的実施する利用希望者対象の説明会に加え、支援に必要な家庭や説明会に足を運べない状況にある保護者のために、アドバイザーによる訪問も含めた個別の説明を行い、利用促進に努めました。

重点施策

施策16 学童保育所の整備・拡充

学童保育所の施設整備	・児童数が増えている小学校区で整備を実施するとともに、学校外にある学童保育所を学校内に移転し児童の安全を図りました。
一体型の学童保育所・放課後子ども教室の拡充	・スポーツプログラムの実施や連携推進員を配置し、両事業が一緒に活動できる機会を拡充しました。
学童保育所における夏休みの昼食提供	・小学校内調理機能を活用するとともに、学校給食センターからの配送を活用し、21校で実施しました。
学童保育所での高学年の受け入れ拡大	・環境が整備されている施設の児童数を鑑み拡大を検討しました。令和4年度は高学年受け入れ校を1校増やしました。

施策17 子育てと仕事が両立できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスについての情報発信	・父親の育児休業取得促進リーフレットを3,500枚作成し、母子手帳の交付を申請した市民へ配布しました。 ・八王子商工会議所会員企業(3,052社)へ事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを配布しました。
子育て応援企業への支援の充実及び表彰制度の検討	・メーリングリストを活用し、子育て応援企業への情報提供を行いました。
女性のための再就職支援	・ハローワーク八王子(マザーズコーナー)との共催で、託児付きのパソコン講習会(全3日間、参加者延20名、託児利用延8名)を行いました。また、子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に、「ほっとタイムサービス」での託児を実施しました。(利用者7名) ・就労支援セミナー・講座を開催しました。「パートタイムセミナー」(参加者延べ92名)、「働きたいママのための『はじめての一步』セミナー」(参加者17名)
子育てと仕事の両立支援	・八王子・日野しごとと子育て両立支援就職面接会を実施しました。(参加者10名)

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	保育所待機児童の数	26人	19人	12人	17人		0人	0人
2	公立保育所における一時保育の拡充	-	実施	実施	実施		実施	実施
3	学童保育所待機児童の数	215人	82人	0人	0人		22人	0人
4	一体型の学童保育所・放課後子ども教室の実施校数	43校	51校	51校	52校		53校	53校
5	子育て応援企業の登録数	188 事業所	188 事業所	185 事業所	187 事業所		200 事業所	210 事業所

「保育所待機児童の数」及び「学童保育所待機児童の数」の「2022年度実績値」については、令和5年(2023年)4月1日現在値

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における待機児童数は令和3年度から5人増加し、17人となりました。 ・学童保育所の待機児童数は令和3年度から引き続き、0人となりました。 ・学童保育所での高学年の受け入れについて、1施設で受け入れを拡大し24施設となりました。 ・一体型の学童保育所・放課後子ども教室の実施校数は1校増加し、52校となりました。 ・子育て応援企業の登録数について、令和3年度から2件増加し187事業所となりました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

--	--

--	--

子育て家庭の生活基盤が安定しており、家庭内に愛情が満ち、子どもの健やかな成長へとつながっています。子育てについて学ぶ場や仲間づくりの機会が充実し、親自身も成長していく中で喜びや楽しさ、生きがいを感じながら子育てができています。

施策18 子育て家庭への経済的支援

幼児教育・保育の無償化	・国制度の幼児教育・保育の無償化にあわせ、本市独自の保護者負担軽減を実施しました。
子育て家庭への住宅支援の充実	・市からの助成により市営住宅並みの家賃負担で入居できる民間賃貸住宅（家賃補助対象住宅）において、子育て世帯を対象に入居者を募集しました。
各種手当・医療費の助成	・令和5年度に開始する高校生を対象とした医療費助成の準備を行いました。
多子軽減の実施	・幼児教育・保育の無償化にあわせ、保育料の算定に係る生計同一兄弟の年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無料とする多子世帯の負担軽減を実施しました。 ・学童保育所では、第2子以降の保育料を4,500円に軽減しました。（第1子は7,000円）
特定不妊治療費助成の実施	・不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行いました。 R4年度実績（見込み） 決定 313件、助成額 75,986,947円 （不妊治療の保険適用に伴い、R4年度は保険適用前のR4.3.31までに開始した治療のみ、経過措置として助成対象としました。）

施策19 家庭における食育や家庭教育の支援

家庭教育の支援の充実	・市内小学校10校、生涯学習センター2館にて、各1回家庭教育支援講座を実施し、延べ204人が参加しました。 ・親子ふれあい・つどいの広場で、子育て講座や季節行事のイベントを開催しました。
基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発	・乳幼児健診等で基本的な生活習慣の大切さを伝えました。
親子クッキングや公立保育園での給食試食会の実施	・親子クッキングを6回、親子対象の収穫体験を2回実施しました。

施策20 子育ての楽しさを支える学びの場の提供

子育てに関する講座やイベントの充
実

・子育て応援ひろばや家庭教育講座を実施しました。
・親子つどいの広場、親子ふれあい広場において利用者を対象に定期的に講座や講習会、季節に応じたイベントを実施しました。
・児童館では、子育て講座を161回開催し、1548人の参加がありました。また、子育て関係イベントを44回実施しました。

父親の育児参加の促進

・児童館では、父親の育児参加を促す講座や行事を22回開催をしました。また、プレママ・プレパパ児童館体験での夫婦参加を周知して父親の参加を推進しました。
・親子の健康ガイドやパパマクラス等で父親の育児参加の促進を図りました。
・父親の育児休業取得促進リーフレットを3,500枚作成し、母子手帳の交付を申請した市民に対して配布しました。
・親子つどいの広場、親子ふれあい広場において父親参加のイベントを実施し、また通常の利用がしやすいよう育休中の父親の利用を勧めました。

指標
の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	毎日朝食を食べる3歳児の割合	95.9%	96.8%	96.6%	96.7%		98.0%	98%以上
2	パパマクラスなどの健康教育(母性科)の開催回数	75回	27回	40回	68回		75回	75回
3	「のびのび子育て講座」実施数	1,050回	986回	1,631回	1,926回		1,074回	1,086回

自己評価

B

・パパマクラスなどの健康教育の開催回数は68回となり、中間目標値には届きませんでしたが、新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復しました。
・「のびのび子育て講座」実施数は令和3年度から295回増加し、1,926回となりました。
・新型コロナウイルス感染拡大により回数を減らしていた親子クッキングは感染拡大前の回数まで回復しました。

評価

児童福祉専門分科会による評価

今後
の取組

子どもを育む家庭への支援 身近な場所での相談・居場所の充実

子どもの成長に寄り添い喜びや悩みを分かちあえる人や、子どもの発達や家庭の状況にふさわしい支援をコーディネートしてくれる身近な支援者の存在が、親にとって大きなこころの支えとなり、安心して楽しい子育てへとつながっています。

重点施策

施策21 子育てひろばの充実

- | | |
|-----------------------------|--|
| <p>「子育てひろばガイドライン」の策定・実施</p> | <p>・子育てひろばの利用者がより安心して利用できるように一定の基準を定める、子育てひろばガイドラインを作成しました。</p> |
| <p>子育てひろばに関する情報発信の充実</p> | <p>・親子つどいの広場、親子ふれあい広場で毎月のお知らせを作成、紙ベースでの配布の他、子育て応援サイトへの掲載、市の公式LINEによる情報発信を行いました。</p> |
| <p>子育てひろばと地域の連携推進</p> | <p>・親子つどいの広場、親子ふれあい広場の運営委託事業者に対し、利用者への適切な対応ができるよう研修を実施したほか、本市独自の「子育てひろばガイドライン」を作成しました。</p> |

施策22 子育てに関する相談体制

- | | |
|--|---|
| <p>子育てひろばでの相談体制の充実</p> | <p>・児童館では、保護者からの相談に対応し、職員が保護者の不安や悩みの聞き手となり、不安の解消に努めました。
・親子つどいの広場、親子ふれあい広場の運営委託事業者に対し、利用者への適切な対応ができるよう研修を実施したほか、本市独自の「子育てひろばガイドライン」を作成しました。</p> |
| <p>多様化する家庭の悩みに対する包括的な相談・支援体制</p> | <p>・はちまるサポートを核として包括的支援体制の構築を進め、受け付けた相談に対し専門機関と連携して支援を行いました。</p> |
| <p>乳幼児健診時における相談の充実</p> | <p>・乳幼児健診時において医師や専門職による相談を実施しました。</p> |
| <p>子ども食堂における、子どもや保護者の居場所づくりや気軽に悩みを話せる場づくりの支援</p> | <p>・地域子ども支援事業で、子ども食堂や無料塾などを周知するホームページを作成し、周知を行いました。</p> |

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子育てひろばガイドラインの策定	-	検討	原案作成	策定		策定	実施
2	地域福祉推進拠点の整備数(社会福祉協議会)	4か所	9か所	10か所	12か所		21か所	21か所

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろばガイドラインを策定しました。 ・はちまるサポート(旧:地域福祉推進拠点)の整備数は2か所増加し、12か所となりました。 ・地域子ども支援事業で、子ども食堂や無料塾などを周知するホームページを作成し、周知を行いました。 ・子育てひろば、児童館など身近な場所での相談体制を確保しました。
---	---

評価

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--	--

市民・企業・大学等がつながりながら、地域全体が子どもの育成や子育て支援に参加し、その活動の輪が様々な場所に広がっています。市全体で、未来を担う子どもの健やかな育ちを応援し、子育ての喜びや楽しさが実感できるまちづくりが進んでいます。

施策23 子育てを応援する市民活動団体の支援

市民活動団体等のネットワークづくりの支援

・子育てひろばで遊びや読み聞かせのボランティアに地域の人材を講師に依頼しました。
・市民活動支援センターにおいて、団体を立ち上げるための支援や活動場所の提供支援等を行いました。

市民活動団体等の取組についての情報発信

・子育てひろばでは、子育て支援に関する活動に取り組む市民団体のチラシやポスターの掲示による情報提供を行いました。

子ども食堂や無料学習塾等の活動支援

・地域子ども支援事業の連絡会（はちおうじミライ応援団）や団体間の連携により情報交換の場を提供しました。また、市の補助金を支給し活動を支援しました。

重点施策

施策24 企業・大学等の参加による子ども・子育て支援

子育て応援企業の活動支援

・子育て応援企業の活動を子育てガイドブックや子育て応援サイトに掲載しました。

大学等との連携による子ども・子育て支援の充実

・小学校4～6年生を対象に、大学等が講座を提供する大学コンソーシアム八王子主催「夏休み子どもいちょう塾」を44講座実施し、374名が参加しました。
・大学コンソーシアム八王子が大学等の小学生向けイベント情報をまとめた「八王子まるごと子どもキャンパス」を発行し、市立小学校1～6年生全児童に配布しました。

市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進

・児童館では、共催した地域づくり関連のミーティング、サッカー指導、児童館まつり等のボランティアを大学生にお願いし、子どもたちとの交流を図りました。
・子育てひろばにおける大学等の実習やボランティアの受け入れを積極的に行いました。

施策25 子育て施設や学校施設を核とした地域づくり

子育て支援施設を核とした地域連携の推進

・各児童館で、児童館活動の理解促進と地域ぐるみによる子育ての意識を高めるための地域連絡会を学校や地域の関係者を対象に、延べ17回開催しました。
・地域の子育てサークルやボランティア、大学等と協力して講座を実施することで地域の子育て力を高める一役を担いました。
・世代間交流を積極的に行う子育てひろばや保育園に対し支援を行いました。

学校施設を核とした地域づくりの推進

学校運営協議会委員や学校コーディネーターを対象とした合同研修会を実施しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子ども食堂等を実施する団体数(再掲)	21団体	31団体	35団体	43団体		30団体	35団体
2	子育て応援企業の登録数(再掲)	188 事業所	188 事業所	185 事業所	187 事業所		200 事業所	210 事業所

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂等を実施する団体数は8団体増加し、43団体となりました。 ・子育て応援企業の登録数は2件増加し、187事業所となりました。 ・地域の子育てサークルやボランティア、大学等と協力して講座を実施することで地域の子育て力を高める一役を担いました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--	--

地域の支援者が、子どもの成長を喜びながら子どもや子育てをサポートし、お互いに支えあい学びあえる環境が整っています。地域の中で、子育てを通じて人と人とのつながりや支援の輪が広がり、親自身が次代の子育て支援の担い手となる好循環が生まれています。

施策26 子育てボランティアへの支援

子育てボランティアへの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページの児童館ページにて、通年でボランティア募集の案内を掲載しました。 ・親子つどいの広場、親子ふれあい広場において、遊びや読み聞かせ等を行うボランティアやサークル等の活動の場を提供しました。 ・市民活動支援センターにおいて、場所の提供やイベントを共同で開催するなど子育て支援を行っている団体に対する活動支援を行いました。（令和4年度は子育て分野で活動する団体等の交流会、プレーパークの体験などのイベントを市民団体と共同で実施） ・はちまるサポートにおいて、個人のボランティアの相談を受け付けました。
学生ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・大学コンソーシアム八王子が共催した「第19回全国大学コンソーシアム研究・交流フォーラム」を通じて学生のMICEに関する学びの機会を設けるため、セミナーの開催及び当日会場での運営ボランティアの募集を行いました。 【MICEセミナー】参加者数：6名（2大学等） 【運営ボランティア】参加者数：7名（2大学等） ・大学コンソーシアム八王子の八王子地域学生活動連絡会で学生ボランティアの育成にあたり大学等と地域のより一層の連携に向けた「体制づくり」を目指し、大学等と地域のボランティア担当者が集う会議を4回開催しました。 ・児童館で、大学生や大学サークルとの連携によりボランティアの受け入れを行いました。また、大学生の施設実習の受け入れも行いました。

施策27 子育て支援者の活動の促進

子育て支援に関わる研修やネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員協議会の部会活動等で子育て支援に関する研修を実施しました。 ・民生委員・児童委員に児童虐待と地域の役割について研修を行いました。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的実施する利用希望者対象の説明会に加え、支援の必要な家庭や説明会に足を運べない状況にある保護者のために、アドバイザーによる訪問も含めた個別の説明を行い、利用のしやすさに努めました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	子育て応援団Beeネットの登録者数(累計)	579人	597人	597人	611人		640人	700人
2	ファミリー・サポート・センター提供会員数	693人	676人	639人	327人		731人	751人

ファミリー・サポート・センター提供会員数は登録者のうち、現在実際に活動ができる方がどのくらいいるのかを調査し、活動ができる方の人数のみとしたため減少した。

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援団Beeネットの登録者数(累計)は14人増加し、611人となりました。 ・はちまるサポートにおいて、個人のボランティアの相談を受け付けました。 ・ファミリー・サポート・センター提供会員数は集計方法の変更により、活動実態のある人のみとしたため327人となりました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--	--

子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり 子育てプロモーションの推進

子育てプロモーション活動を通じて、子どもや子育て支援に関する地域の情報や取組がつながり、親子と地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動が活性化しています。まちへの愛着が生まれ、このまちで子育てしたい、住み続けたいという気運が醸成されています。

子どもの成長が、私たちの未来に関わる大切なこととして、すべての人が関心を持ち、子育てを応援することが地域にとっても豊かな営みとなっています。

重点施策

施策28 みんなに届く子育て情報の発信

様々な媒体を活用した多様な情報発信

・八王子市ホームページに学校フォトニュースを掲載しました。また、LINEでの配信も開始しました。
・妊娠・出産から子育てまで、幅広い子育て支援の情報をまとめた「子育てガイドブック」を発行し、本庁舎や事務所、保健センター等で配布しました。

子育てサイトの運営

・子育て応援サイトを運営し、イベント情報や子育て支援情報を発信しました。

八王子市の魅力を伝える積極的な子育てプロモーション

・子育て支援大賞を受賞し、八王子市の子育て支援のPRにつながりました。
・すくてく・はちおうじ(Facebook・twitter)で子どもや子育てに関わる情報を発信しました。

施策29 子育てをみんなで楽しむ地域づくり

子ども・子育てフォーラムの開催

・子育て家庭や支援者が集う子ども・子育てフォーラムをオンラインで実施し、子どもの遊ぶ権利をテーマに講演や意見交換を行ったとともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。

市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進

・児童館では企業や商店会と連携した「こどもシティ」や「児童館まつり」等の連携したイベントの実施を行いました。
・子育てひろばにおける大学等の実習やボランティアの受け入れを積極的に行いました。

「子ども・若者基金」の設置

・令和2年3月に設置した、「子ども・若者基金」を一部取り崩し、ゆめきっずの移転費用に活用しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	子育て情報サイトの開設	-	実施	実施	実施		実施	実施
2	子育て情報モバイルサイト「はち ベビ」登録者数の割合	41.2%	38.6%	33.0%	-		50.0%	60.0%
3	子ども・子育てフォーラム開催	-	実施	実施	実施		実施	実施

子育て情報モバイルサイト「はち ベビ」登録者数の割合は2022年3月末でモバイルサイトを廃止したため、実績なし

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援サイトを引き続き運用し、イベント情報や子育て支援情報を発信しました。 ・子育て情報モバイルサイト「はち ベビ」は2022年3月末で廃止しましたが、LINEを使った子育て情報の配信を開始しました。 ・子育て家庭や支援者が集う子ども・子育てフォーラムをオンラインで実施し、子どもの遊ぶ権利をテーマに講演や意見交換を行ったともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--	--

子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

親子が安心して暮らし、外出できる環境が整えられているとともに、子どもが安全に遊んだり、通園・通学できるよう、地域の大人の協力による見守りの輪が広がっています。

子ども自身にも自分の身を守る力が育まれており、誰もが自分の地域に関心を持ち、きれいで安心して暮らせるまちづくりを実践しています。

施策30 子どもと一緒におでかけしやすいまちづくり

- 道路や公共施設におけるユニバーサルデザインの促進
 - ・道路の新設・改良整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し整備を実施しました。
 - ・公園案内板に点字を使用したり、トイレへのアプローチから段差をなくす等ユニバーサルデザインの促進を行いました。
- 子どもや子育て世帯にとって魅力あるまちづくり
 - ・「鹿島・松が谷地域まちづかい計画」において子育て世代が魅力を感じる活動構築を支援していくとしており、子どもが参加でき、若い世代のSNS文化を捉えながら、できるだけ低廉で長時間過ごすことを意識したイベント実施等を促進しました。
 - ・幼児用の遊具を設置する等、だれでも遊びやすい公園づくりを行いました。
- 子どもや親子がおでかけしやすい公共交通の検討
 - ・バスマップの作成及びバスやタクシーのバリアフリー化の促進を行いました。
- 乳幼児連れに対する配慮の推進
 - ・新型コロナウイルスの影響で中止していた公共ベビーカー貸出サービス「はちベビレンタル」を再開し、八王子駅周辺のおでかけを支援しました。
- 赤ちゃん・ふらっとの周知
 - ・子育て応援サイトの地図機能を活用し、赤ちゃん・ふらっとの場所をお知らせしました。

施策31 地域力を活かした防犯対策

- 地域や事業者と連携した見守りやパトロール活動の充実
 - ・学校安全ボランティアやスクールガード・リーダーによる見守り活動を実施しました。
 - ・町会自治会を対象にした地域防犯リーダー養成講習会を52人に行いました。
- 犯罪・不審者情報のメール・SNSによる情報発信
 - ・犯罪・不審者情報のメール・SNSによる情報発信を293回行い、安全を守りました。
- 町会・自治会が行う防犯活動の推進
 - ・町会・自治会に対して、防犯カメラ設置・維持のための補助金を交付しました。
 - ・新任町会長に対して、防犯パトロール等の内容を盛り込んだ研修を実施しました。
 - ・町会・自治会へ防犯パトロールの際に必要な腕章・ベスト・合図灯などの物品の貸し出しを43団体にしました。
- 小・中学校における子どもの安全・安心確保の取組
 - ・小学校PTA連合会が行っている「ビーボくんの家」事業への支援を実施しました。
 - ・全小・中学校で安全教育年間計画を作成し、毎月1回避難訓練及び安全指導日を設定しました。また、そのうち9月までに1回以上、地域と連携した避難訓練を実施しました。

施策32 子どもを事故から守るための取組

- 地域が一体となった交通安全点検の実施と対策の推進
 - ・学校・警察・道路管理者・町会・PTAによる通学路合同点検を実施しました。交通安全点検に基づき対策工事を実施しました。
- 年齢に応じた交通安全教室・自転車教室の実施
 - ・子どもたちが楽しみながら交通ルールを学べるよう、交通公園や保育園などで交通安全教室を186回開催したほか、自転車安全運転免許証発行（小3対象、4,137名）、自転車安全教室（小5対象、3,906名）、スタントマンを活用した自転車安全教育（中学生・高校生対象、6,624名）を実施し交通事故防止を呼びかけました。
 - ・子どもの交通安全意識の向上を目的に、小学生交通安全絵画コンクール（20校、1,135名参加）を開催しました。
- チャイルドシートの適正利用や子どもの自転車用ヘルメットの着用など、子どもを交通事故被害から守る対策の啓発
 - ・小学生の交通事故による被害を抑えるために市内在中の小学生に対して、自転車ヘルメットの購入費を助成（子どもの安全安心自転車ヘルメット補助金、1,823件）し、着用を推進しました。
- 家庭内や日々の生活の中での、子どもの不慮の事故を予防するための情報提供
 - ・赤ちゃん訪問や乳幼児健診、出張講座等で情報発信するとともに生活状況を確認したうえで、注意を行いました。
 - ・子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする「子どもサポート情報」（国民生活センター発行）を、毎月の消費生活ニュースの発行に合わせて、保育施設へ周知しました。
- 園外活動交通安全ハンドブックを活用した安全確保の取組
 - ・保育園では、職員が目立つ色のビブスを着用しました。園外保育目的地までの経路を事前に把握し危険箇所の有無を確認しました。

施策33 きれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくりへの啓発活動

・路上喫煙禁止やポイ捨て禁止等の看板・横断幕を設置し、周知・啓発に努めました。また、西八王子駅と高尾駅の周辺において喫煙マナーアップキャンペーンを実施しました。

・小学4年生児童が作成した「ごみ問題啓発ポスター」1,636枚を、八王子駅北口地下自由通路等に掲出し、作成した児童及び作品鑑賞者に環境問題についての意識向上を図りました。

子どもも参加しやすいクリーン活動の実施支援

・子どもたちと地域の大人と一緒に身近な公園や歩道の清掃を行う、青少年対策地区委員会によるクリーン活動を支援し、コロナ感染防止策や他団体の状況に関する情報提供を行いました。中止にせざるを得ない団体もありましたが、実施団体は、感染拡大防止に努めながら創意工夫して実施しました。

・「みんなの町の清掃デー」および「みんなの川と町の清掃デー」を実施しました。(参加者それぞれ、10,821人(うち中学生以下580人)、7,881人(うち中学生以下419人))

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	地域防犯リーダーの数(町会等あたり平均人数)	1.7人	2.1人	2.2人	2.3人		3人	3人以上
2	八王子市内の交通事故の件数(18歳以下)	135件	94件	131件	123件		127件	123件
3	青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	86地区	25地区	43地区	73地区		88地区	89地区

自己評価

B

・地域防犯リーダーの数は町会等あたり2.3人となり、令和3年度から0.1人上昇しました。

・18歳以下の八王子市内の交通事故の件数は123件となり、令和3年度から8件減少となりました。

・青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数は新型コロナウイルス感染拡大により減少していましたが、73地区となり、新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復しています。

・公共ベビーカー貸出サービス「はちベビレンタル」を再開しました。

評価

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--

若者たちが、様々な人とかわかり、体験を重ねる中で、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいます。

重点施策

施策49 一歩を踏み出すきっかけづくり「若者なんでも相談」

人とかわかりあうことや相談することの大切さを伝える普及・啓発活動

若者なんでも相談窓口

・市内高等学校での「総合的な探究の時間」及び大学での出前授業において、若者総合相談センターの周知を行うとともに、悩みを一人で抱えずに他人に頼ることの大切さを伝えました。
・若者総合相談センターにおいて、高校生世代以降の若者の悩みや思いを何でも受け止め、適切な支援につなげる相談支援、人と話すことに慣れることのできるプログラム活動やフリースペースの提供、地域活動への参加といった活動を行うとともに、他の支援機関への巡回訪問を継続し、ネットワークづくりに務めました(利用件数2706件(内、相談件数359件)、新規相談者数128名)。また、支援の情報が届きづらい若者に当センターを周知するため、Web広告を1か月間実施し、検索数の増加など周知促進効果が得られました。

施策50 若者の視野が広がる教育や普及・啓発

若者の安全・安心な生活につながる普及・啓発

若者にとって生きるヒントが得られるような教育機会の充実
主権者教育の充実

・高校生に対し、金融や契約に関する学校で行う消費者教育で不足している部分の消費者被害防止の講演を行いました。
・成年年齢引下げに関する注意喚起等を行うため大学教職員向け消費者教育研修会を実施しました。
・大学の新生ガイダンス等を通して直接学生へ啓発・注意喚起を行いました。新入生以外に対しては、成年年齢引下げや若者がトラブルに遭わないための注意喚起情報を大学コンソーシアム八王子を通じて、各大学の学生専用ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへの掲載を依頼するとともに、一部の大学に啓発用クリアファイルなどを配布しました。
・成人の日に行われた二十歳を祝う会の開式前に悪質商法の被害防止の啓発の短編フィルムを公開しました。
・若者を対象とした講座を8講座実施し、延べ212人が参加しました。
・参議院議員選挙で投票事務の学生アルバイトを採用し、学生に実際の選挙事務を経験してもらうことで選挙への関心を高めました。
・政治関心を高めることを目的に八王子市内の学校20校(中学校・特別支援学校・高校)における生徒会役員選挙時の投票箱などの選挙機材の貸出など、教育委員会と連携を図り主権者教育の促進に取り組みました。

施策51 若者のキャリア形成

若者の安定した雇用の促進

若者の職場定着支援

大学などの教育機関や地元企業との連携によるキャリア教育の支援

雇用奨励金、若者奨励金

はちおうじ就職ナビによる市内企業の魅力発信

リカレント教育に関する機会の創出

・新卒応援ハローワーク八王子及び日野市との共催で、新規大卒者向けの就職支援を行いました。
・はちおうじ就職ナビに登録している企業等に、就職した新入社員を対象に新入社員合同研修を行った。(全3日間、参加企業15社、参加者29名)
・大学コンソーシアム八王子や(公財)東京しごと財団等の共催により合同企業説明会を開催しました。((公財)東京しごと財団主催イベントのうち第1回と第2回を大学コンソーシアム八王子共催で実施)【第1回】参加者89名、参加企業数:23社【第2回】参加者100名、参加企業数:22社
・職業意識を高め、八王子市の市政に対する理解を深めるため、インターンシップの受け入れを実施しました。
・はちおうじ就職ナビに掲載されている企業に入社した若者に奨励金を交付しました。(新規認定件数:59件)
・はちおうじ就職ナビにより市内企業258社の求人情報等の情報発信を行いました。
・市内のリカレント教育情報を一元化して提供するスマートフォン向けアプリを継続して提供しました。

施策52 若者の「今」を応援

若者が参加できるボランティア活動などの充実

学生が参加可能なボランティア活動について、取りまとめた結果を大学コンソーシアム八王子加盟校等に情報提供して学生の活動を呼びかけました。
参加者数(累計):68名 参加事業数:34事業

若者の文化・芸術分野における活動の促進

・全国公募による3つの団体に演劇作品を創作し、その過程を発信・アーカイブしつつ、配信による上演発表を行うプログラムである八王子ユースシアター2022(全4公演、ワークショップ54回)を実施しました。

若者による社会参加・社会貢献活動の促進

・大学コンソーシアム八王子が、学生による地域貢献活動等を支援する学生企画事業補助金を実施しており、令和4年度は、10件(5大学等8団体)に対し補助を行いました。

伝統文化ふれあい事業、学生企画事業補助金、学生発表会、八王子学生CMコンテストの実施

・伝統文化ふれあい事業:八王子車人形をはじめとする各講座を39回(ほか発表会1回)実施し、111名が参加しました。
・学生企画事業補助金について8件に対し補助を行いました。
・学生発表会を3年ぶりに対面で開催しました。(発表件数:280件(17大学等)、参加者数:807名)
・八王子学生CMコンテストの上映会・表彰式は参加者及び関係者に参加を限定して対面で開催しました。(応募作品数:43作品(13大学等))

次代のまちづくりを担うユースリーダーの育成

・こどもミライ会議では学生リーダーとして活動を行うとともに、各児童館では、大学生等のボランティア活動においてユースリーダーの育成の視点を意識して取り組みを行いました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	「若者なんでも相談窓口」における利用件数	-	576件	2,823件	2,706件		1,000件	1,500件
2	若者が対象となる生涯学習講座の数	10講座	4講座	8講座	10講座		20講座	30講座

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者なんでも相談窓口」における利用件数は令和3年度と比較して117件減少しましたが、中間目標値を上回る2,706件となりました。 ・若者が対象となる生涯学習講座の数は令和3年度から2講座増加し、10講座となりました。 ・市内のリカレント教育情報を一元化して提供するスマートフォン向けアプリの公開を行いました。 ・大学コンソーシアム八王子が、学生による地域貢献活動等を支援する学生企画事業補助金を実施しており、令和4年度は、8件に対し補助を行いました。
---	--

評価

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--	--

若者の社会的自立に向けた応援・支援 悩みや不安を抱えた若者への支援

悩みを抱えた若者が、一人ひとりの状況に応じた支援を受けています。また、支援を通じて、出会った人と関わる中で、安心感を得るとともに、多様な価値観にふれ、安心感を得ながら、社会とのゆるやかなつながりを育てています。また、若者それぞれのペースで、地域活動などにも参加し、自分らしさをいかしていく中で、人の役に立てる喜びを感じながら、自分らしいみちを歩んでいます。

重点施策

施策53 働くことや学ぶことへの不安や悩みを抱える若者に寄り添う支援

働くことへの悩みを抱えた若者の支援

・若年無業者就労促進支援事業において、就職したものの人間関係に悩みを抱えるなどして退職した若者や、就業経験のない若者などの就労に向けた相談を受け付け、市内の協力企業において経験の浅い若者に不足しがちな就労体験・職場実習の経験を積むことで、円滑に就職活動を進めることができるよう支援を行いました。
進路決定者数:38名 職場体験・職場実習・短期合宿延べ参加者数:66名 延べ相談件数:631件

学びの継続や、学び直しに向けた活動支援

・若者総合相談センターにおいて、不登校や退学している若者の相談を受け付けるとともに、就労に向けた支援が必要な若者については、八王子若者サポートステーションにつなぎ、就労に向けた適切な支援につなげました。
・生活に困窮している世帯で、高校受験に再チャレンジする子どもや勉強の遅れを取り戻したい高校生を対象として、身近な場所での学習支援を実施しました。

中学校との連携による切れ目ない支援

・相談のあった生徒が在籍する中学校と個別に連携を図りました。3学期に入り、中学校SSWからの紹介により中学3年生への相談支援を行いました。

サードプレイスの創出

・遊びを通して人と話すことに慣れるプログラム活動や安心して好きなように過ごせるフリースペースなどのサードプレイスを若者総合相談センター内に開設しました。プログラム活動:125件、647名が参加。フリースペース:1573名が利用。

農福連携の推進

・はちおうじ農業塾において農業技術を希望する福祉団体(2団体)から受け入れ、農業指導者を育成することで農福連携を推進しました。

図書館における実習、就労体験の提供

・八王子若者サポートステーションから職場実習生の受け入れや、小中学生等の体験学習の受け入れを行いました。

施策54 ひきこもり状態にある若者とその家族への支援

ひきこもり状態にある若者とその家族への支援

・若者総合相談センターにおいて、必要に応じて自宅へのアウトリーチを行ったほか、はちまるサポート及び東京都ひきこもりサポートネットとの連携により、市内のひきこもり状態にある若者やその家族への支援を行いました。また、ひきこもり支援部会に出席し、支援機関同士の情報共有を図るとともに、顔の見える関係を構築しました。

こころの健康に向けた支援

・専門医による思春期相談や社会復帰促進事業、家族グループ支援を運営し、当事者及び家族への支援を行いました。(専門医による思春期相談 実施回数9回 延相談数31名、社会復帰促進事業(デイケア)実施回数32回 延参加数170名、思春期の課題を抱える家族グループ実施回数9回 延参加者数102名)

施策55 生活に困っている若者への支援

生活に困っている若者への就労・生活などに関する支援

・生活困窮者自立支援相談窓口では生活に困っている方に寄り添い、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を実施しました。

生活に困っている若者の就学に関する支援

・受験料や塾代の貸付を行う受験生チャレンジ支援貸付事業などの情報が支援を必要とする方へ届くよう周知を進めました。

居住支援協議会の運営

・住宅相談会を6回開催しました。
・居住支援協力店(住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居について支援を行う市内事業者)の登録を推進しました。

施策56 若者の非行防止や立ち直り支援

再犯防止推進計画	・令和3年(2021年)4月に策定した再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進会議等を通じて、計画の推進・進捗管理を行いました。
薬物乱用防止の推進・啓発	・標語を募集して、薬物乱用防止ポスター・標語入賞作品展を実施しました。
青少年育成指導員による活動	・229名の育成指導員による5,100回以上の巡回活動など、地域の実情に応じた健全育成活動を実施しました。

施策57 様々な生きづらさを抱えた若者への支援と支え合い

障害のある若者などへの支援	・障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面の一体的な支援を行いました。
外国人へのコミュニケーションや生活面に関する支援	・在住外国人サポートデスクにおいて、生活に関する相談対応、情報提供を実施しました。
自殺対策に関する市民への普及・啓発及び支援者の人材育成	・自殺対策に関する市民向けの普及啓発や支援者の育成を行いました。 ・自殺対策強化月間(9・3月)に、広報等掲載やCM放送など普及啓発を行いました。3月の該当キャンペーンで、若者向け啓発グッズも配付しました。 ・出前・教育にゲートキーパー養成の内容を盛り込んで実施しました。 ・大学のPBL事業に参加し、自殺対策に関する施策を提案する機会を得ました。
LGBT電話相談などの実施	・性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行いました。(電話相談件数15件、LGBT講演会「ゲイをカミングアウトした先生から伝える、身近な人のためにできること」(参加者15名、オンデマンド配信受講者99名)、LGBT職員研修「多様な性についての理解と対応」(参加者69名))

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	「若者なんでも相談窓口」における支援機関の紹介件数	-	180件	290件	319件		300件	450件
2	八王子若者サポートステーション進路決定者数	42人	37人	40人	38人		60人	70人
3	生活に困っている若者の新規相談申込件数	210件	399件	436件	498件		290件	320件

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者なんでも相談窓口」における支援機関の紹介件数は前年度から29件増加し、319件となりました。 ・八王子若者サポートステーション進路決定者数は前年度から2人減少し、38人となりました。 ・生活に困っている若者の新規相談申込件数は前年度から62件増加し、498件となりました。
---	--

評価

児童福祉専門分科会による評価

--	--

今後の取組

--

若者の社会的自立に向けた応援・支援
地域で若者を応援する環境づくり

地域では、様々な人々が温かなまなざしを向けながら若者を応援する、ゆるやかなつながりが広がっています。こうした中、若者たちには、生活に必要な情報や関心が持て、親しめる情報が届いています。若者たちは、安心してこちよく暮らせる地域に目を向け、経験を重ねる中で、様々な世代の人と関わり合うことの大切さを理解しています。

重点施策

施策58 支援の輪が広がるネットワーク

若者なんでも相談窓口を核とした支援機関を結ぶネットワーク

・若者総合相談センターにおける様々な支援機関との連携を強化するため、はちまるサポート、保護司会、消費生活センター、就労支援機関及び福祉事業者等の地域の支援窓口への巡回訪問を行い、窓口の状況に関する相互の情報収集に努めました。

中学校・高校・専門学校・大学などの教育機関との連携による支援の充実

・在学中の教育機関との連携を図り、卒業後等に円滑に若者総合相談センターの支援につなげられるよう、各種教育機関への若者総合相談センターの周知及び個別連携を図りました。

・高校の「総合的な探究の時間」及び大学授業への出前授業において、学生・生徒へ直接若者総合相談センター及び若者サポートステーションの支援内容について周知しました。

・大学コンソーシアム八王子の情報発信事業として高校生向け情報誌を作成し、市内の高校や進学ガイダンスで配布しました。(Vol.21号「学園都市「八王子」で学ぼう」16,000部、Vol.22号「まるごとキャンパス八王子」17,000部)

支援者への支援

・青少年対策地区委員会に対し、東京都によるアドバイザー派遣事業を周知しました。

「(仮称)若者支援協議会」における支援体制づくり

・重層的支援体制整備事業におけるネットワーク会議及びひきこもり支援部会へ出席し、関連機関との関係づくりを行いました。

生活困窮者自立支援ネットワーク会議

・関係機関と情報共有を目的として生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催する等、関係機関と連携して、生活困窮者の早期発見・早期支援に努めました。

地域福祉推進拠点との連携

・若者総合相談センターにおける様々な支援機関との連携を強化するため、はちまるサポートを含めた地域の支援窓口への巡回訪問を行い、窓口の状況に関する相互の情報収集に努めた。

重点施策

施策59 若者ニーズのキャッチと情報発信

若者が親しみやすい様々な媒体による情報提供

・若者総合相談センターにおける各種活動を周知する内容をセンター公式ツイッターに掲載しました。掲載に当たっては、ハッシュタグを立てることで、関心の有無に関わらず幅広く若者世代の目にふれるよう工夫しました。

若者による地域でのボランティアなどの活動の発信

・若者総合相談センターにおける活動メニューとして、消費生活フェスティバルにおける出展や元八マルシェ等の地域行事への参加といった機会を提供しました。

・里山へGO！(緑地保全ボランティア・都環境局事業)学生限定プログラム開催の広報に協力しました。
中町地区まちづくり協議会とともに、区内道路のガムはがしを行う学生ボランティアを募集しました。

東京都などとの連携や支援機関への情報提供

国・東京都が実施するSNS・チャット相談についての市HPにおける周知を充実させたほか、東京都ポータルサイト「若ぼた」に八王子市若者総合相談センターの記事が掲載されました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	若者施策に携わる支援者への研修参加人数	545人	324人	218人	217人		610人	660人
2	「若者なんでも相談窓口」における若者支援ケース会議の開催数	-	66回	83回	157回		15回	20回

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none">・若者施策に携わる支援者への研修参加人数は、青少年育成指導員等への研修をコロナ禍の影響で見送ったため、217人となりました。・「若者なんでも相談窓口」における若者支援ケース会議の開催数は74回増え、157回となりました。・若者総合相談センターにおける各種活動を周知する内容をセンター公式ツイッターに掲載しました。・大学コンソーシアム八王子の情報発信事業として高校生向け情報誌を計33,000部作成し、市内の高校や進学ガイダンスで配布しました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

--	--

--

若者の社会的自立に向けた応援・支援
若者たちがつくる八王子のミライ

若者へ対する市民の理解が深まり、地域では若者の立場や状況を尊重した支援や応援の輪が広がっています。若者たちは様々な活動を通じて出会った人々に感謝を重ねながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らしています。互いに支え合う地域社会で、それぞれの若者が人とのつながりを育みながら、自分のみちを自分らしく歩んでいます。

重点施策

施策60 いかしていこう！若者の声

高校生・大学生などによるまちづくりに関する提案事業

・市内5校の都立高校における「総合的な探究の時間」にて八王子の課題解決に向けて取り組んだ生徒が、その学習成果を市に発表する「高校生によるまちづくり提案発表会」を、初めて対面形式で開催しました(ポスター発表:14件、口頭発表10件、延べ参加生徒数:77名)。
・大学コンソーシアム八王子加盟校の学生が日ごろの学びの成果や地域課題の解決へ向けた提案を行う学生発表会を行いました。発表件数:280件(口頭発表127件、ポスター発表70件、展示発表21件)参加者数:807名(17大学等)

市の長期ビジョン策定における若者の参加

・八王子未来デザイン2040の運用に向けた市民アンケート調査を通して、若者の実態も把握し、ビジョン策定に活用しました。

市の各種審議会への若者の参加

・若い世代の市民参加を進めるため、市民参加推進審議会に諮問した「若い世代の市民参加の推進について」の答申を全庁に通知し周知しました。

子どもミライ会議の開催

・子どもが市長・教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議(8月28日・市役所会議室)を開催した。子どもの委員22名が参加しました。

地域づくり推進会議における若者の参加

・地域づくり推進会議、地域づくり意見交換会、地域づくりフォーラム、地域フォーラムにおいて、中学生や大学生が参加しました。
・地域づくり推進会議をきっかけに長房地区で開催された「長房ミライ・ミーティング」では、児童館が、地域団体・企業とともに役割を担い、高校生及び大学生の参加を促しました。

施策61 若者の活動・チャレンジを応援

企業や大学、市民団体などとの連携・協力事業の推進

・市民活動支援センターにおいて、若者支援を行っている団体に対する活動支援を行いました。

地域を支える若者の活動の支援

・少年の非行などからの立ち直り支援を行ってBBS会の活動の下支えとなるよう、会の紹介リーフレットの配布を市各施設にて行いました。

施策62 若者の活動拠点づくり

重点施策

(仮)ユースセンター構想(児童館のあり方)

・児童館のあり方を見直す中で、18歳を迎えた児童館利用後の者への引き続き支援の目を向けられるよう検討しました。

公共施設や、空き家などにおける活動への若者参加の促進

・学園都市センターについて、学生利用の更なる促進を図るため、SNS(Twitter)を活用し、施設を利用する学生団体との交流促進をしました。
・図書館整備を目的に中央大学の学生と共同研究を行いました。
・「高校生によるまちづくり提案発表会」において、空きテナントの活用に関する発表を行った生徒と参加した事業者との意見交換を行いました。

街なかにおける自習スペースの提供

・「学生のためのフリースペース」を実施しました。
・中央図書館では使用しない時間に部屋を開放し、自習スペースを提供しました。

公共施設の利用料金の学割設定

・学園都市センターにおいて、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校に在学する学生で構成する団体が利用する場合、利用料金を減額(40%~75%)しました。(一部条件あり)

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度	中間目標値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	若者が参加する市の審議会の割合	-	7.6%	6.6%	9.5%		10%	15%
2	大学等と市の連携・協力事業数	267件	136件	148件	154件		328件	340件以上

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が参加する市の審議会の割合は令和3年度から増加し、9.5%となりました。 ・子どもが市長・教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議を開催し、子どもの委員22名が参加しました。 ・大学等との市の連携・協力事業は154件と増加しました。さらに児童館では、大学サークル及び関係機関と連携して、新たに地域に密着したワークショップを開催し、子ども・若者・高齢者が世代を超えて意見交換できる交流の場づくりに取り組みました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

--	--

--	--

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の
定期的な預かりモデル事業の実施について（報告）

1. 目的

保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、子ども達の発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援を行う。また、未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証する国のモデル事業である。

2. 実施施設

名 称：みころも幼稚園
所 在 地：東京都八王子市初沢町 1310
施設類型：幼稚園型認定こども園

3. 受入予定児童数

0歳児：7人、1歳児：7人、2歳児：15人、計：29人
※ 0、1歳児は保護者同伴、2歳児は子どものみでの預かり

4. 利用日数・時間

利用日数は1人あたり週1日、利用時間は1日2時間

5. 利用料

月額2,000円

6. 受入体制

保育士4名（うち非常勤職員3名）、子育て支援専用教室で実施

7. 実施期間

令和5年5月から令和6年3月まで

8. 事業費（国モデル事業分）

令和5年度 6,542千円（財源内訳：国9/10、市1/10）
※ 国補助交付額を超える部分について、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」（都10/10、補助基準額7,844千円）を今後申請予定

9. その他

本事業の効果検証については、こども家庭庁 EBPM 推進室の協力のもと、児童福祉専門分科会児童福祉施設等認可部会において実施予定

10. 参考資料

- ・令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の内示について
- ・令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業公募要領

こ 成 保 第 32 号
令 和 5 年 4 月 28 日

八王子市長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
(公 印 省 略)

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の
内示について

令和5年4月21日 5八子保第260号で協議のあった下記事業について、審査を行いましたので、下記の通り結果を通知いたします。

記

- 1 事業名 令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の
定期的な預かりモデル事業
- 2 評価結果 応募自治体から提出された事業実施計画等の評価を行った結果、貴自治体を採択することといたしました。
- 3 交付予定額 金 5,887 千円
- 4 実施条件 事業の実施に当たっては、平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促進事業の実施について」別添9「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業実施要綱」を遵守すること。
また、令和5年10月10日（火）までに、別途様式を示す「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業中間実績報告書」を提出すること。

令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の 定期的な預かりモデル事業公募要領

普段、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。本事業では、定員に空きのある保育所等における未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証することを目的としている。

このことから、2で定める実施方法に基づく事業の実施に要する経費の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（応募主体）

この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。

この場合において、市町村は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

2 実施方法

（1）対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

（2）実施場所

2（3）①に掲げる定期的な預かりについては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

（3）対象事業

以下の①及び②を実施するものとし、必要に応じて③を実施する。

① 定期的な預かり

ア 対象児童に対して、継続して週1～2回程度定期的に預かりを実施する。

イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。

ウ 対象児童を養育する保護者に対して定期的な面談などを実施し、子育てに関する助言等を行う。

② 検証

未就園児の定期的な預かりに関して、①を実施する保育所等、学識経験者、子育て支援団体等で構成する検討会を市町村に設置し、以下ア～オについて定期的に検討・検証を行う。

なお、1市町村につき複数個所で①を実施する場合は、市町村毎に検討会を設置し、市町村において各事業所の検討・検証を実施しても差し支えない。

ア ①のイ及びウで作成した記録に基づく、こどもの成長や発達に対する効果測定

イ 未就園児がいる家庭が①のアに基づき実施する定期的な預かりを利用するためのきっかけづくりなど利用促進を図るための方策の検討

ウ ①のアに基づき実施する定期的な預かりの実施状況及び平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促進事業の実施について」の別添 9「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）別紙 1 を踏まえ、未就園児がいる家庭が当該事業を利用するに当たっての優先利用や利用調整の考え方に関する検討

エ ①のアに基づき実施する定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考えられる職員配置や設備基準に関する検討

オ その他、未就園児の定期的な預かりの実施に当たって必要と考える事項についての検討

③ 要支援家庭等対応強化（加算）

要支援家庭の児童等に対して定期的な預かりを行う場合には、関係機関との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

なお、要支援家庭等に対しても、①ウ及び②アを行うこと。

※ ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

(4) 設備基準及び保育の内容

ア 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等において実施する場合

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」4（4）③に定める基準を遵守すること。

イ ア以外の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等、又は幼稚園、地域子育て支援拠点等において実施する一時預かり事業所において実施する場合

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」4（1）③に定める基準を遵守すること。

(5) 職員の配置

ア 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等において実施する場合

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇
児発 0717 第 11 号通知）」4（4）③に定める基準を遵守すること。

イ ア以外の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等又は幼稚園、地域子育て支援
拠点等において実施する一時預かり事業所において実施する場合

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇
児発 0717 第 11 号通知）」4（1）④に定める基準を遵守すること。

（6）研修

保育士以外の保育従事者の配置は、「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17
日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」4（1）⑤に定めるとおりとす
ること。

（7）保護者負担

（3）①に掲げる定期的な預かりに要する経費の一部を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、子育て支援対策臨時特例交付金（安心
こども基金）の別添 37「一時預かり利用者負担軽減事業」により、保護者負担額の一部
を補助して差し支えない。

（8）留意事項

① 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等に
ついて（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号・29 初幼教第 11 号・子保発 1110
第 1 号・子子発 1110 第 1 号・子家発 1110 第 1 号通知）」に従い、速やかに報告する
こと。

② 利用当日に、預かりの利用がない場合には、対象児童状況の確認をするとともに、
利用の促進を行うこと。

特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対
応すること。

③ 対象児童の家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報
共有すること。

3 補助基準額等

（1）補助基準額

2（3）①及び②を実施する場合

- ・年間延べ利用児童数 300 人未満 : 1 か所あたり 5,981 千円
- ・年間延べ利用児童数 300 人以上 900 人未満 : 1 か所あたり 6,326 千円
- ・年間延べ利用児童数 900 人以上 : 1 か所あたり 6,542 千円

2（3）③を実施する場合

1 か所あたり 742 千円を加算

（2）補助率

国 9/10 市町村 1/10

（3）補助対象経費

事業の実施に必要な報酬、給料、職員諸手当等、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用

費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費

4 事業採否の決定方法について

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、不採択とする。
- ・事業内容が2（3）に定める対象事業と明らかに合致していない場合
 - ・「8」に定める提出書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
- ・複数の市町村が連名で応募している場合
 - ・「9」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 応募のあった事業のうち、(1)において問題がないものについては、①事業実施計画書、②所要額内訳書、③事業実施スケジュール表及び④（団体等に委託する場合）団体の概況書のそれぞれについて、総合的に審査を行い、その結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。

5 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募主体について
- 複数の市町村が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表として選定し、当該市町村が応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）
- (2) 事業終了後に提出する報告書（以下「成果物」という。）について
- ① 成果物については、以下の構成により作成することとする。
- ・事業要旨（事業の概要をまとめたもの）
 - ・事業目的
 - ・定期預かりの実施内容
 - ・定期預かりの実績（利用実人数、延べ人数、実施延べ日数等）
 - ・要支援家庭等に対して定期的な預かりを行う場合は、その実績（利用実人数、延べ人数、実施延べ日数等）
 - ・検討会での検討内容
 - ・分析、考察
 - ・成果の公表実績・計画（実施団体のホームページへの掲載、成果物の配布等）等
- ② 成果物については、とりまとめた事業の成果だけでなく、検討の経過に関しても詳細な記載を行うよう心掛けること。
- (3) 成果物の事後評価について
- 事業終了後提出された成果物等を基に、こども家庭庁において事後評価を行い、その評価結果については、各市町村に個別に通知する予定であること。
- (4) その他
- ① 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。
- ② 必要に応じて、令和5年の秋ごろに、中間報告をしていただく場合があるのであらかじめ承知しておくこと。

- ③ 自治体職員等を対象とした会議において、事業成果を発表していただく場合があるのであらかじめ承知しておくこと。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 諸謝金について

- ① 諸謝金の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。(例：協議会 ○, 〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇, 〇〇〇円)
- ② 諸謝金の積算は、市町村の内規に従って積算すること。(当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。)

(2) 旅費について

- ① 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り具体的に記載すること。(例：東京→大阪(新幹線) ○, 〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇, 〇〇〇円)
- ② 旅費の積算は、市町村の内規に従って積算すること。(当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。)

(3) その他

- ① 消耗品費の品目、単価及び個数を明示すること。
(例：コピー用紙 A4用紙〇〇〇枚×〇個 〇〇〇円×〇個=〇, 〇〇〇円)
- ② 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、様式記載の際に下線を引くこと。
- ③ 本補助金の収入及び支出状況が判る通帳等を適切に管理し、収入及び支出に係る証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間)実施団体において保存すること。

7 補助金執行の適正性確保

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 他の経費(市町村の経常的経費又は他の補助金等)に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- (3) 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、(次年度以降も事業を継続するとした場合)最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- (4) 事業の収支報告等の事業実績報告書については、こども家庭庁ホームページにおいて公表する場合があること。
- (5) 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後にこども家庭庁による現地調査を行う場合があること。

8 提出書類

- (1) 令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の応募について（別紙様式）
- (2) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業実施計画書（別紙1）
- (3) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業所要額内訳書（別紙2）
- (4) 事業実施スケジュール表（別紙3）
- (5)（団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

9 提出期限

令和5年4月21日（金）（午後5時まで）

※ 提出期限を経過して届いた提出書類は、受け付けないので、締め切りを厳守すること。

10 提出方法

- (1) 提出書類の送信先は、次のとおりとする。

<p><電子媒体送信先アドレス> hoikuseisaku.chiikishien@cfa.go.jp</p>

- (2) 提出書類については、PDFファイル（1ファイル10MB以内、容量が重い場合は10MBごとに分割すること）の形で電子媒体を上記アドレスにメールにて送信すること。（送信する際はメールの件名に必ず「【自治体名】令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」と入れること。）

* Word、Excel、PowerPoint、一太郎等の原稿ファイルによる提出は不可。また、可能な限りで、PDFファイルはスキャナー等で画像として読み込んだものではなく、文字が検索可能となっているものにする。

11 問い合わせ先

事業全般、事務手続きに関すること
こども家庭庁成育局保育政策課 地域支援係
電話：03-6858-0078

子どもの生活実態調査の調査結果について

1 報告趣旨

令和4年度（2022年度）に実施した子どもの生活実態調査について、分析を委託した東京都立大学子ども・若者貧困研究センターから報告書の提出があったことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 調査の概要

ア 目的

学齢期の子どもがいる家庭の生活実態や困りごと、経済状況などを具体的に把握し、今後の子ども・子育て世帯に関する施策に反映する。

イ 対象者

市立小学校5年生及び義務教育学校5年生、並びに市立中学校2年生及び義務教育学校8年生、並びにその保護者（以下、小学5年生には義務教育学校5年生を、中学2年生には義務教育学校8年生を含む。）

ウ 実施時期・調査方法

令和4年（2022年）5月、学校配布・学校回収

エ 回収数及び回収率

	今回調査		(参考) 前回 (H29) 調査	
	子ども票	保護者票	子ども票	保護者票
全年齢層	6,611	6,629	2,872	2,879
	76.2%	76.4%	31.2%	31.3%
小学5年生	3,485	3,501	1,618	1,623
	79.1%	79.4%	33.6%	33.7%
中学2年生	3,126	3,128	1,254	1,256
	73.2%	73.3%	28.6%	28.6%

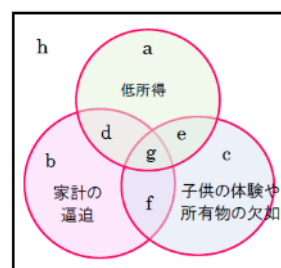
※回収率が大幅に上昇したため、前回調査との単純な比較には留意が必要。

オ 生活困難度の定義

本調査では、平成29年（2017年）に実施した前回調査と同様、生活困難を抱えている子どもの状況を3つの要素（（ア）低所得、（イ）家計の逼迫、（ウ）子どもの体験や所有物の欠如）から構成される「生活困難度」を用いて定義する。3つの要素のうち、2つ以上該当する世帯を「困窮層」、1つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類し、前者2つを「生活困難層」と定義する。

（ア）低所得	（イ）家計の逼迫
等価世帯所得が厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 437万円 ÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数 (2.39人)} \times 50\%}$ = 141.3万円	経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当 1 電話料金が支払えなかった 2 電気料金が支払えなかった 3 ガス料金が支払えなかった 4 水道料金が支払えなかった 5 家賃が支払えなかった 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった
（ウ）子供の体験や所有物の欠如	
子供の体験や所有物などに関する15項目のうち、 <u>経済的な理由で、剥奪されている項目</u> が3つ以上該当 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子供の年齢に合った本 14 子供用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子供が自宅で宿題（勉強）をすることができる場所	

生活困難層	困窮層+周辺層 (a+b+c+d+e+f+g)
	困窮層 2つ以上の要素に該当(d+e+f+g)
	周辺層 いずれか1つの要素に該当(a+b+c)
一般層	いずれの要素にも該当しない(h)



（2）分析の視点

生活困難度と世帯タイプ（ふたり親・ひとり親）、前回比較を軸に、以下の視点で分析を行った。

ア 世帯タイプと就労状況

エ 子どもの居場所

イ 生活困窮の状況

オ 健康と医療サービス

ウ 子どもの学び

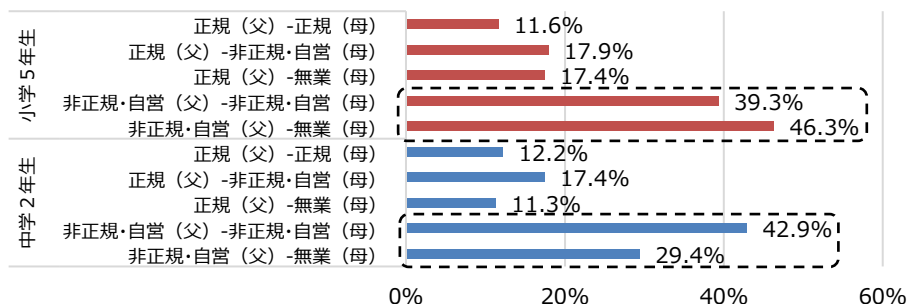
カ 公的支援の利用と周知

(3) 結果の概要

ア 世帯タイプと就労状況

コロナ禍における父母の就労への影響は、正規よりも非正規・無業※が強く受けている。(図表1) ※家事専業・学生・無職

図表1 父親が収入減少を経験した割合(小学5年生・夫婦の就労状況)



イ 生活困窮の状況

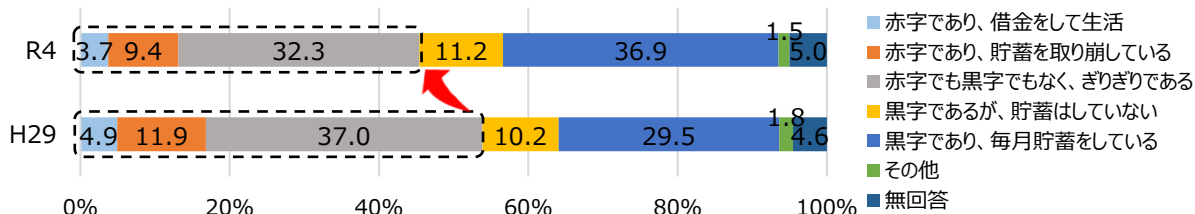
前回調査に比べ、困窮層、周辺層は少なく、生活困難層を構成する要素の該当率が少なくなっており、家計の状況が厳しい家庭の割合も少なくなっている。(図表2・3)

また、コロナ禍にて体験(例:遊園地やテーマパーク)が体験できなかった子どもは、困窮層や周辺層の方が多く、その理由は「金銭的な理由」と「その他の理由」が多くなっている。(図表4)

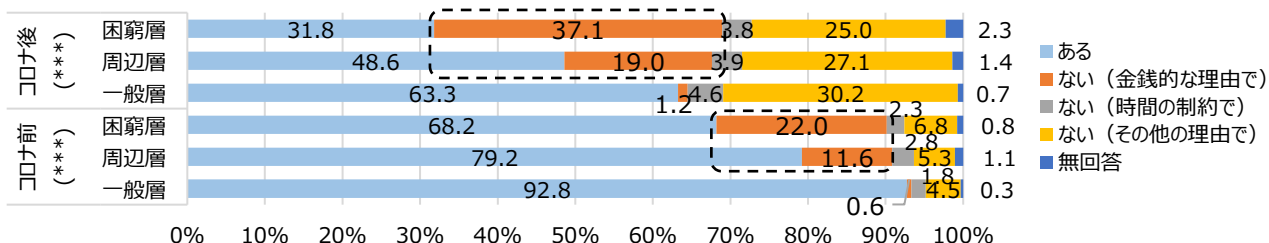
図表2 各要素の該当割合(前回比較)

	小学5年生		中学2年生	
	R4	H29	R4	H29
低所得	6.0%	11.8%	7.7%	14.3%
家計の逼迫	6.6%	8.9%	6.9%	11.6%
子どもの体験や所有物の欠如	8.4%	9.4%	10.6%	14.4%

図表3 家計の状況(小学5年生・前回比較)



図表4 遊園地やテーマパークに行った経験(小学5年生・生活困難度別)



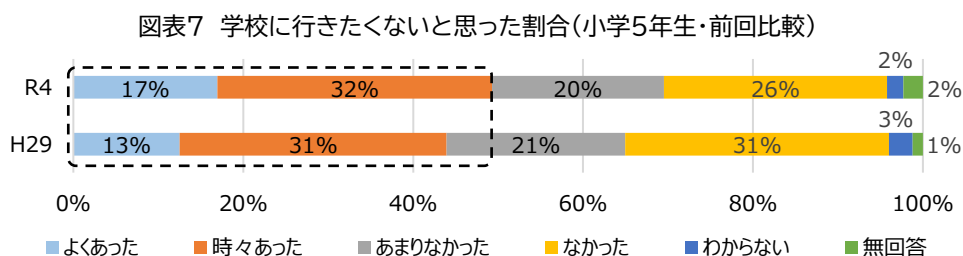
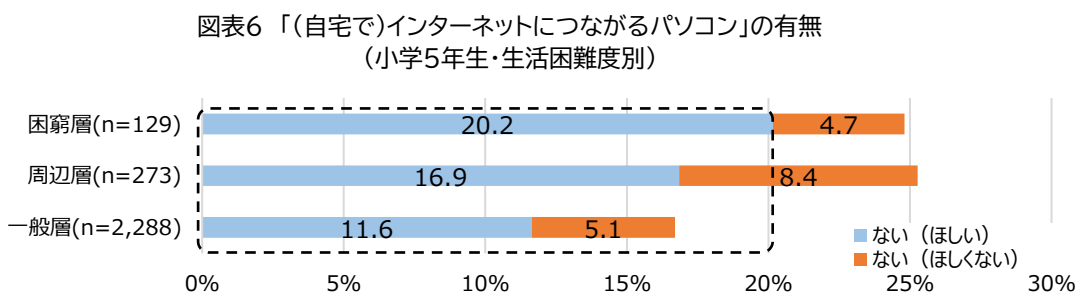
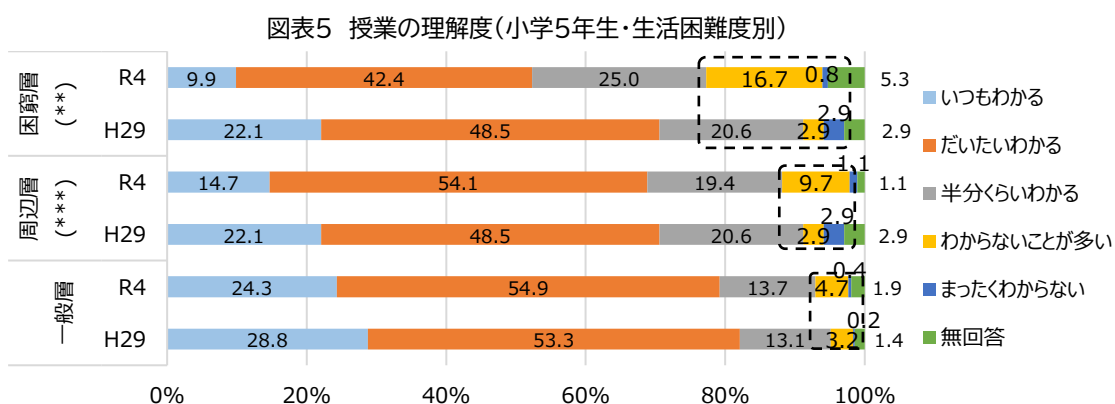
ウ 子どもの学び

前回と比較し、授業が「わからない※」と回答する子どもが増加し、小学5年生では困窮層・周辺層で顕著であった。（図表5）

※「わからないことが多い」「まったくわからない」の合計

また、自宅においてインターネットにつながるパソコンの所有率は増加しており、前は小学5年生、中学2年生ともに生活困難度別の差はなかったが、今回は差が生じている。（図表6）

全国的にみられる不登校の児童・生徒の増加は、本調査でもみられ、懸念される。（図表7）

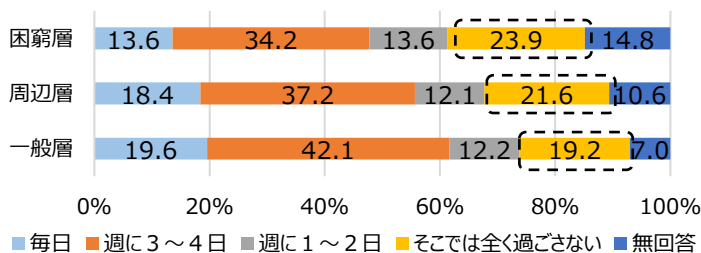


エ 子どもの居場所

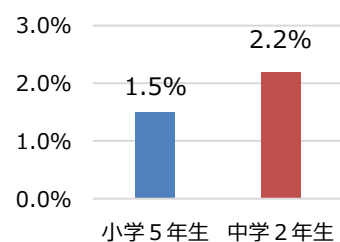
前回調査と比べ、中学2年生では生活困難度が高いほど学校で過ごす割合が少なくなっている。（図表8）

また、小学5年生の1.5%、中学2年生の2.2%が毎日2時間以上の家事をしている。（図表9）

図表8 平日の放課後に学校で過ごす頻度(中学2年生)



図表9 毎日2時間以上、家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)をする頻度

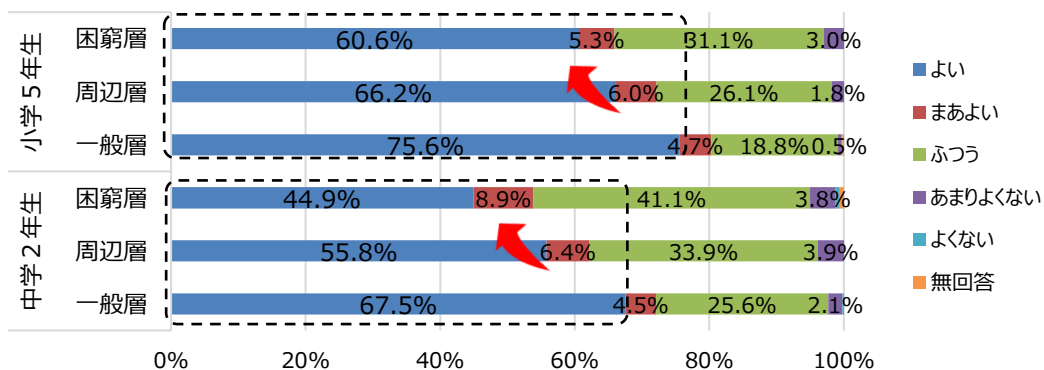


オ 健康と医療サービス

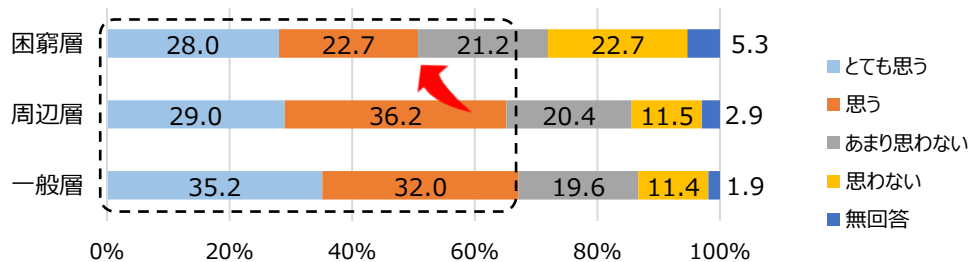
生活困難度が高いほど子ども及び保護者の主観的健康観の「よい」割合が少なくなっている。（図表10）

また、生活困難度が高いほど、子どもの自己肯定感が低い傾向がみられる。（図表11）

図表10 子どもの健康状態(生活困難度別)



図表11 「自分のことが好き」の割合(小学5年生・生活困難度別)



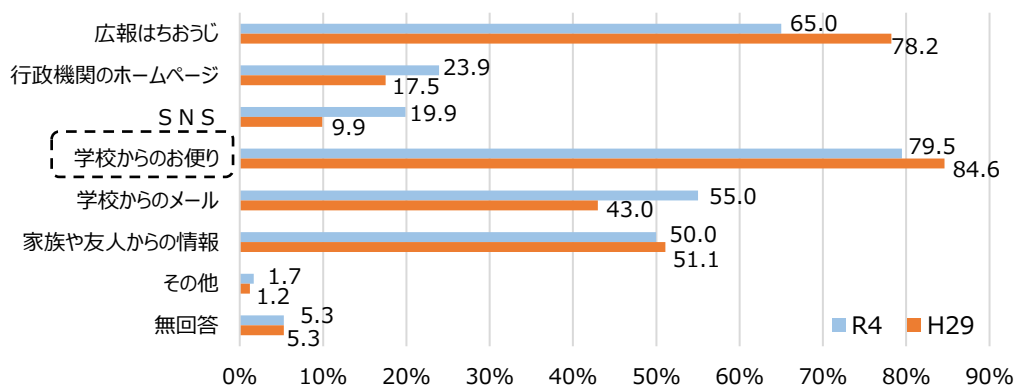
カ 公的支援の利用と周知

保護者は「学校からのお便り」から子どもに関する施策等の情報を受け取っている割合が最も高い一方で、前回調査に比べ、紙媒体よりもSNSやメールなどを希望する割合が増えている。（図表12・13）

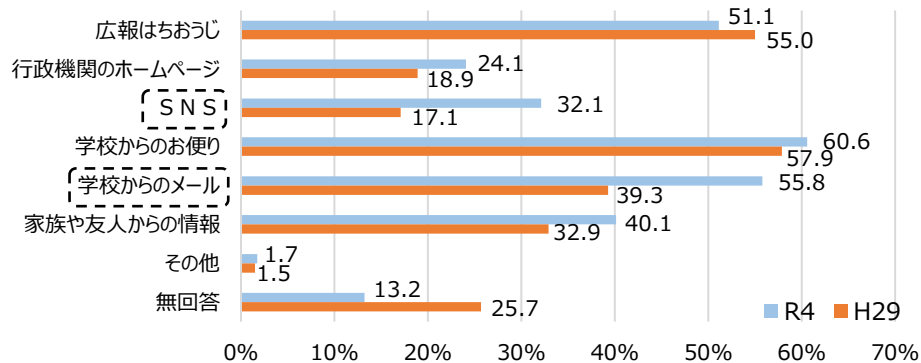
また、新型コロナウイルス関連給付の利用率は3割ほどであったが、生活福祉資金貸付制度や生活保護の利用は2%に満たなく、制度を「全く知らなかった」とする保護者も一定数存在する。（図表14）

子ども食堂とフードバンクによる食料支援については、利用率が大きく伸びた。（図表15）

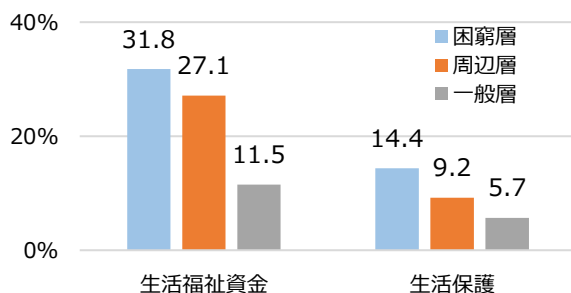
図表12 子どもに関する施策等の現在の情報経路（小学5年生）



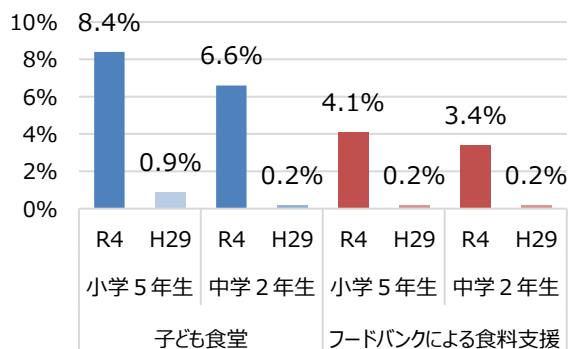
図表13 子どもに関する施策等の今後受け取りたい情報経路（小学5年生）



図表14 「制度などについて全く知らなかった」保護者の割合（小学5年生・生活困難度別）



図表15 子ども食堂・フードバンクを利用したことがある割合（前回比較）



(4) 東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの全体考察

- ア 前回調査に比べ、生活実態は改善したものの、コロナ禍をはさみ、様々な子どもの状況の格差が拡大した。
- イ 子どもの主観的学力の低下や各種体験を経験した子どもの割合が減少し、減少幅は生活困難層の方が大きい。
- ウ 全国的に見られる不登校の児童・生徒の増加は、本調査でも見られ、懸念される。
- エ 子ども食堂・フードバンクの利用率・認知率が大幅に増加した一方で、生活福祉資金などの支援情報を知らない保護者が一定数存在し、割合は生活困難層の方が多い。
- オ 家事やケア負担を担う子どもが一定数存在した。

(5) 今後の予定

令和5年度(2023年度)

- 9月以降 令和6年度(2024年度)当初予算に取組を反映
※緊急に対応が必要なものは補正予算で対応

令和6年度(2024年度)

- 4月以降 次期子ども・若者育成支援計画(令和7年度(2025年度)～)に反映

(6) 報告書の公表

調査書の全文は八王子市ホームページで公表しています。

掲載ページのURL:

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/011/0005/p032439.html>

八王子市ホームページのトップページ中段「キーワードで検索する」の検索欄に「子どもの生活実態調査」と入力するか、「トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 子ども・子育てに関する計画・会議・データなど > データなど > 令和4年度「子どもの生活実態調査」について」の順にクリックしてもご覧いただけます。また、スマートフォン等で右記の二次元コードからご覧いただくことも可能です。

